

学問のすゝめ 七編

福沢諭吉著

国民の職分を論ず

第六編に国法の貴きを論じ、国民たる者は一人にて二人前の役目を勤むるものなりと言えり。今またこの役目職分の事につき、なおその詳らかなるを説きて六編の補遺となすこと左の如し。

凡そ国民たる者は一人の身にして二箇条の勤めあり。その一の勤めは政府の下に立つ一人の民たるところにてこれを論ず、即ち客の積りなり。その二の勤めは国中の人民申し合せて一国と名づくる会社を結び社の法を立ててこれを施し行ふことなり、即ち主人の積りなり。譬えばここに百人の町人ありて何とかいう商社を結び、社中相談の上にて社の法を立てこれを施し行ふところを見れば、百人の人はその商社の主人なり。既にこの法を定めて、社中の何れもこれに従い違背せざるところを見れば、百人の人は商社の客なり。故に一国はなお商社の如く、人民はなお社中の人の如く、一人にて主客二様の職を勤むべき者なり。

第一 客の身分をもって論ずれば、一国の人民は国法を重んじ人間同等の趣意を忘るべからず。他人の来りて我権義を害するを欲せざれば、我もまた他人の権義を妨ぐべからず。我楽しむところのものは他人もまたこれを楽しむが故に、他人の楽しみを奪って我楽しみを増すべからず、他人の物を盗んで我富となすべからず、人を殺すべからず、人を讒すべからず、正しく国法を守って彼我同等の大義に従ふべし。また国の政体によって定まりし法は、仮令い或いは愚なるも或いは不便なるも、妄にこれを破るの理なし。師を起すも外国と条約を結ぶも政府の権にある事にて、この権はもと約束にて人民より政府へ与えたるものなれば、政府の政に関係なき者は決してその事を評議すべからず。人民もしこの趣意を忘れて、政府の処置につき我意に叶わずとて恣に議論を起し、或いは条約を破らんとし、或いは師を起さんとし、甚だしきは一騎先駆け白刃を携えて飛び出すなどの挙動に及ぶことあらば、国の政は一日も保つべからず。これを譬えば、かの百人の商社兼ねて申し合せの上、社中の人物十人を撰んで会社の支配人と定め置き、その支配人の処置につき残り九十人の者共我意に叶わずとて銘々に商法を議し、支配人は酒を売らんとすれば九十人の者は牡丹餅を仕入れんとし、その評議区々にて、甚だしきは一了簡をもって私に牡丹餅の取引をはじめ、商社の法に背きて他人と争論に及ぶなどのことあらば、会社の商売は一日も行わらばならず。遂にその商社の分散するに至らば、その損亡は商社百人一様の引受なるべし。愚もまた甚だしきものと言うべし。故に国法は不正不便なりと雖ども、その不正不便を口実に設けてこれを破るの理なし。もし事実において不正不便の箇条あらば、一国の支配人たる政府に説き勤めて静かにその法を改めしむべし。政府もし我説に従わずんば、且つ力を尽し且つ堪忍して時節を待つべきなり。

第二 主人の身分をもって論ずれば、一国の人民は即ち政府なり。その故は一國中の人民悉皆政をなすべきものに非ざれば、政府なるものを設けてこれに国政を任せ、人民の名代として事務を取扱わしむべしとの約束を定めたればなり。故に人民は家元なり、また主人なり。政府は名代人なり、また支配人なり。譬えば商社百人の内より撰ばれたる十人の支配人は政府にて、残り九十人の社中は人民なるが如し。この九十人の社中は自分にて事務を取扱うことなしと雖ども、己が代人として十人の者へ事を任せたるゆえ、己の身分を尋ぬればこれを商社の主人と言わざるを得ず。また彼の十人の支配人は現在の事を取扱うと雖ども、もと社中の頼みを受けその意に従って事をなすべしと約束したる者なれば、その実は私に非ず商社の公務を勤むる者なり。今世間にて政府に関わることを公務と言うも、その字の由って来るところを尋ぬれば、政府の事は役人の私事に非ず、国民の名代となりて一国を支配する公の事務という義なり。

右の次第をもって、政府たるものは人民の委任を引き受け、その約束に従って一国の人をして貴賤上下の別なく何れもその権義を逞しうせしめざるべからず、法を正しうし罰を厳にして一点の私曲あるべからず。今ここに一群の賊徒来りて人の家に乱入するとき、政府これを見てこれを制すること能わざれば政府もその賊の徒党と言って可なり。政府もし国法の趣意を達すること能わずして人民に損亡を蒙らしむることあらば、その高の多少を論ぜずその事の新旧を問わず、必ずこれを償わざるべからず。譬えば役人の不行届にて国内の人かまたは外国人へ損亡を掛け、三万円の償金を払うことあらん。政府には固より金のあるべき理なければ、その償金が出る所は必ず人民なり。この三万円を日本國中凡そ三千万人の人口に割付くれば、一人前十文ずつに当る。役人の不行届十度を重ねれば、人民の出金一人前百文に当り、家内五人の家なれば五百文なり。田舎の小百姓に五百文の錢あれば、妻子打寄り山家相応の馳走を設けて一夕の愉快を尽すべき筈なるに、ただ役人の不行届のみに由り、全日本國中無辜の小民をしてその無上の歡樂を失わしむるは実に気の毒の至りならずや。人民の身としてはかかる馬鹿らしき金を出すべき理なきに似たれども、如何せん、その人民は国の家元主人にて、最初より政府へこの国を任せて事務を取扱わしむるの約束をなし、損徳共に家元にて引き受くべき筈のものなれば、ただ金を失いしときのみ当って役人の不調法を彼是と議論すべからず。故に人民たる者は平生よりよく心を用い、政府の処置を見て不安心と思うことあらば、深切にこれを告げ遠慮なく穏やかに論ずべきなり。

人民は既に一国の家元にて国を護るための入用を払うは固よりその職分なれば、この入用を出すにつき決して不平の顔色を見わすべからず。国を護るためには役人の給料なかるべからず、海陸の軍費なかるべからず、裁判所の入用もあり、地方官の入用もあり、その高を集めてこれを見れば大金のように思われるれども、一人前の頭に割付けて何程なるや。日本にて歳入野高を全国の人口に割付けなば、一人前に一円か二円なるべし。一年の間に僅か一、二円の金を払うて政府の保護を被り、夜盗押込の患もなく、独旅行に山賊の恐れもなくして、安穩にこの世を渡るは大なる便利ならずや。凡そ世の中に割合よき商売ありと雖ども、運上を払うて政府の保護を買うほど安きものはなかるべし。世上の有様を見るに、普請に金を費やす者あり、美服美食に力を尽くす者あり、甚だしきは酒色のために錢を棄てて身代を傾ける者もあり、これらの費をもって運上の高に比較しなば、固より同日の話に非ず、不筋の金なればこそ一錢をも惜しむべけれども、道理において出すべき筈の

みならず、これを出して安きものを買うべき錢なれば、思案にも及ばず快く運上を払うべきなり。

右の如く人民も政府も各*その分限を尽して互いに居合うときは申分もなきことなれども、或いは然らずして政府なるものその分限を越えて暴政を行うことあり。ここに至って人民の分としてなすべき挙動は、ただ三箇条あるのみ。即ち節を屈して政府に従うか、力をもって政府に敵対するか、正理を守りて身を棄つるか、この三箇条なり。

第一 節を屈して政府に従うは甚だ宜しからず。人たる者は天の正道に従うをもって職分とす。然るにその節を屈して政府人造の悪法に従うは、人たるの職分を破るものと言うべし。且つ一たび節を屈して不正の法に従うときは、後世子孫に悪例を遺して天下一般の弊風を醸し成すべし。古来日本にても愚民の上に暴政府ありて、政府虚威を逞しうすれば人民はこれに震い恐れ、或いは政府の処置を見て現に無理とは思ひながら、事の理非を明らかに述べなば必ずその怒りに触れ、後日に至って暗に役人等に窘めらるることあらんを恐れて言うべきことをも言うものなし。その後日の恐れとは、俗にいわれる犬の糞でかたきなるものにて、人民は只管この犬の糞を憚り、如何なる無理にても政府の命には従うべきものと心得て、世上一般の氣風を成し、遂に今日の浅ましき有様に陥りたるなり。即ちこれ人民の節を屈して禍を後世に残したる一例と言うべし。

第二 力をもって政府に敵対するは固より一人の能するところに非ず、必ず徒党を結ばざるべからず。即ちこれ内乱の師なり。決してこれを上策と言うべからず。既に師を起して政府に敵するときは、事の理非曲直は姑らく論ぜずして、ただ力の強弱のみを比較せざるべからず。然るに古今内乱の歴史を見れば、人民の力は常に政府よりも弱きものなり。また内乱を起せば、従来その国に行われたる政治の仕組を一たび覆えすは固より論を俟たず。然るにその旧の政府なるもの、仮令如何なる悪政府にても、自ずからまた善政良法あるに非ざれば政府の名をもって若干の年月を渡るべき理なし。故に一朝の妄動にてこれを倒すも、暴をもって暴に代え、愚をもって愚に代えるのみ。また内乱の源を尋ねれば、もと人の不人情を悪みて起したるものなり。然るに凡そ人間世界に内乱ほど不人情なるものはなし。世間朋友の交わりを破るは勿論、甚だしきは親子相殺し兄弟相敵し、家を焼き人を屠り、その悪事至らざるところなし。かかる恐ろしき有様にて人の心は益*残忍に陥り、殆ど禽獸ともいうべき挙動をなしながら、却って旧の政府よりもよき政を行い寛大なる法を施して天下の人情を厚きに導かんと欲するか。不都合なる考えと言うべし。

第三 正理を守って身を棄つるとは、天の道理を信じて疑わず、如何なる暴政の下に居て如何なる苛酷の法に窘めらるるも、その苦痛を忍びて我志を挫くことなく、一寸の兵器を携えず片手の力を用いず、ただ正理を唱えて政府に迫ることなり。以上三策の内、この第三策をもって上策の上とすべし。理をもって政府に迫れば、その時その国にある善政良法はこれがため少しも害を被ることなし。その正論或いは用いられざることあるも、理の在るところはこの論に由って既に明らかなれば、天然の人心これに服せざることなし。故に今年に行われざればまた明年を期すべし。且つまた力をもって敵対するものは、一を得んとして百を害するの患あれども、理を唱えて政府に迫るものは、ただ除くべきの害を除くのみにて他に事を生ずることなし。その目的とするところは政府の不正を止むるの趣意なるが故に、政府の処置正に帰すれば議論もまた共に止むべし。また力をもって政府に敵すれば、政府は必ず怒りの氣を生じ、自らその悪を顧みずして却って益*暴威を張り、そ

の非を遂げんとするの勢いに至るべしと雖ども、静かに正理を唱うる者に対しては、仮令い暴政府と雖どもその役人もまた同国の人類なれば、正者の理を守って身を棄つるを見て必ず同情相憐れむの心を生ずべし。既に他を憐れむの心を生ずれば自ら過を悔い、自ら胆を落して必ず改心するに至るべし。かくの如く世を患いて身を苦しめ或いは命を落すものを、西洋の語にて「マルチルドム」と言う。失うところのものはただ一人の身なれども、その効能は千万人を殺し千万両を費やしたる内乱の師よりも遥かに優れり。古来日本にて討死せし者も多く切腹せし者も多し、何れも忠臣義士とて評判は高しと雖ども、その身を棄てたる由縁を尋ぬるに、多くは両主政権を争うの師に関係する者か、または主人の敵討等によって花々しく一命を抛たる者のみ、その形は美に似たれどもその実は世に益することなし。己が主人のためと言ひ己が主人に申訳なしとて、ただ一命をさえ棄つればよきものと思うは、不文不明の世の常なれども、今文明の大義をもってこれを論ずれば、これらの人は未だ命のすてどころを知らざる者と言うべし。元来文明とは、人の智徳を進め人々身躬からその身を支配して世間相交わり、相害することもなく害せらるることもなく、各*その権義を達して一般の安全繁昌を致すを言うなり。されば、かの師にもせよ敵討にもせよ、果してこの文明の趣意に叶い、この師に勝ちてこの敵を滅し、この敵討を遂げてこの主人の面目を立つれば、必ずこの世は文明に赴き、商売も行われ工業も起りて、一般の安全繁昌を致すべしとの目的あらば、討死も敵討も尤のようなれども、事柄において決してその目的あるべからず。且つかの忠臣義士にもそれ程の見込はあるまじ。ただ因果づくにて旦那へ申訳までのことなるべし。旦那へ申訳にて命を棄てたる者を忠臣義士と言わば、今日も世間にその人は多きものなり。権助が主人の使に行き、一両の金を落して途方に暮れ、旦那へ申訳なしとて思案を定め、並木の枝にふんどしを掛けて首を縊るの例は世に珍しからず。今この義僕が自ら死を決する時の心を酌んで、その情実を察すればまた憐れむべきに非ずや。使に出でて未だ返らず身まず死す。長く英雄をして涙を襟に満たしむべし。主人の委託を受けて自ら任じたる一両の金を失い、君臣の分を尽すに一死をもってするは、古今の忠臣義士に対して毫も恥ずることなし。その誠忠は日月と共に耀き、その功名は天地と共に永かるべき筈なるに、世人皆薄情にしてこの権助を軽蔑し、碑の銘を作ってその功業を称する者もなく、宮殿を建てて祭る者もなきは何ぞや。人皆言わん、権助の死は僅に一両のためにしてその事の次第甚だ些細なりと。然りと雖ども事の軽重は、金高の大小、人数の多少をもって論ずべからず、世の文明に益あると否とに由ってその軽重を定むべきものなり。然るに今、かの忠臣義士が一万の敵を殺して討死するも、この権助が一両の金を失うて首を縊るも、その死をもって文明を益することなきに至っては正しく同様の訳にて、何れを軽しとし何れを重しとすべからざれば、義士も権助も共に命の棄て所を知らざる者と言って可なり。これらの挙動をもって「マルチルドム」と称すべからず。余輩の聞くところにて、人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄てて終りをよくし、世界中に対して恥ずることなかるべき者は、古来ただ一名の佐倉宗五郎あるのみ。但し宗五郎の伝は、俗間に伝わる草紙の類のみにて、未だその詳らかなる正史を得ず。もし得ることあらば、他日これを記してその功德を表し、もって世人の龜鑑に供すべし。

(明治七年三月出版)